

# 税務相談会のご案内

開催日：平成24年11月7日(水)、14日(水)

午後2時～5時

場 所：税理士法人 岡本会計事務所

ご希望の方は必ず、開催日の前週、金曜日  
までにお電話にてご予約ください。

ご予約の際、相談内容の概要をお知らせく  
ださい。

〒561-0812 豊中市北条町2-6-3

Tel:06-6336-1088 Fax:06-6333-4919 (担当:岡)

## サービスの内容

お客様の税務問題にお応えするための月に二度の無料税務相談会。

相談員：後藤昌司税理士、前田敦子税理士

事業を行っていたり、不動産を売買する時等、税務の知識を持っていないと思われぬ税負担となったりすることが多々あるようです。

そのような問題を防ぐために、皆様が気軽に相談できる場を開設いたしました。お知り合いの方々の税務問題も含め、ご利用下さい。

## 後藤税理士の税務Q & A

岡本会計事務所税務相談会にてよくお受けする質問を、簡単に毎月ご紹介していきます。

Q

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の改正について教えてください。

A

住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税限度額は平成24年は1,000万、平成25年は700万、平成26年は500万と延長・改正されました。

なお省エネや耐震性能の高い住宅は上記金額に500万が上乗せされます。(最高1,500万)